

標 題：

バーレン籍GMDSS適用船に要求される
無線通信要員の資格及び人数について

NKテクニカル インフォメーション

No.： 336

Date： 平成11年11月1日

関係船主・造船所各位

バーレン政府から同国国籍を有するGMDSS適用船に要求される無線通信要員の資格及び人数について、下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

バーレン籍GMDSS適用船に要求される無線通信要員の要件

1999年2月1日以降、バーレン籍GMDSS適用船には、次の無線通信要員を配乗すること。但し、1999年12月31日までの間、本要件の適用は猶予される。

国際航海に従事する、総トン数300トン以上の船舶

－GOC及び1995年STCW条約に適合した証明書を所持する当直航海士 2名

ペルシャ湾並びにオマーン湾内の航海に従事する、総トン数300トン以上500トン未満の船舶

－GOC及び1995年STCW条約に適合した証明書を所持する当直航海士 1名

以 上

お問い合わせ： 材料艀装部

Tel: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2019

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。